

新宿区教育委員会会議録

平成24年第3回定例会

平成24年3月2日

新宿区教育委員会

平成24年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年3月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時36分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	熊谷洋一	委員	菊池俊之
委員	白井裕子	委員	羽原清雅
教育長	石崎洋子		

説明のため出席した者の職氏名

次長	蒔田正夫	中央図書館長	野田勉
参事			
教育調整課長	小池勇士	教育指導課長	工藤勇一
事務取扱			
教育支援課長	齊藤正之	学校運営課長	本間正己
副参事	向隆志	統括指導主事	横溝宇人
統括指導主事	小坂和弘	統括指導主事	長田和義

書記

教育調整課管理係長	久澄聰志	教育調整課 管理係主査	安川正紀
教育調整課管理係	高橋和孝		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第12号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第13号 「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）
について
- 日程第3 議案第14号 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について

報告

- 1 平成24年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成24年度新入学 学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 3 平成23年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果について（教育支援課長）
- 4 その他

◎ 開 会

○熊谷委員長職務代理者 本日は、松尾委員長が御欠席ですので、職務代理者の私が委員会の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には、松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

○白井委員 了解しました。

◎ 議案第12号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 議案第13号 「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）について

◎ 議案第14号 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について

○熊谷委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第12号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」「日程第2 議案第13号 「新宿区教育ビジョン」個別事業（平成24年度～27年度）について」「日程第3 議案第14号 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について」、以上、3題を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、まず第12号議案でございます。議案概要をご覧ください。

第12号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則でございます。まず、1の改正の概要でございますが、新宿区奨学生選考審査会組織の構成を変更するほか、審査会の運営に関する規定を整備するというので、2の改正の内容でございますが、大きく4点ございます。

まず、1点目が、新宿区奨学生選考審査会の委員のうち、「委員会が委嘱する2名」、これを削る。2番目が会長職務の規定整備、3点目が会長の職務代理の規定整備、4点目が新宿区奨学生選考審査会の庶務に関する規定整備でございます。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案ということでございます。

まず、現行の第5条第1項の第4号のところに、先ほど申しました委員会が委嘱する2名とあります。この2名につきましては、慣例によりまして小学校長2名を充てています。この小学校長2名ですが、奨学金自体が高等学校へ進学する生徒を対象としているということから、審査会において、小学校校長に意見を求める場が、非常に少ないという実態がございます。

一方で、小学校長の負担軽減という視点がございますので、この2名を削っても、効率的な審査機能は可能であるという判断のもと、この4、5を削除するというものでございます。

それから、現行の第3項のところに、会長は、審査会に関する事務を処理し、審査会を代表とするとなっています。ここで、会長が事務処理をするような内容になっていますので、この辺の整備をするということで、改正案をご覧いただきたいのですが、3項で、会長は、審査会を代表し、会務を総理する。4項のほうでは、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、教育委員会事務局次長が会長の職務を代理するという項目も設けます。

あわせて12条で、審査会の庶務ということで、教育調整課が担当するというところを明確にしたものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日から施行、提案理由でございますが、新宿区奨学生選考審査会の運営に関する規定を整備するためでございます。

続きまして、13号議案でございます。

これにつきましては、新宿区教育ビジョン、個別事業（平成24年度から27年度）ということで、2月3日の当委員会におきまして協議させていただいたものでございます。本日は、それ以降の変更点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページの一番下のイメージ図がございます。このイメージ図の部分、個別事業の部分でございますが、変更前は、この個別事業の欄が実行計画事業イコールのような形になってございました。しかし、教育ビジョンの個別事業の中には、実行計画事業以外に、経常的に取り組む事業、これも含まれていますので、それを示すような形で、示したというのが1点でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。9ページの下欄に、1つは、個別事業のうち、その全部又は一部の事業が実行計画に示されたものについては、実行計画事業と記載したということが1点、2点目が、教育ビジョンと実行計画では施策体系が異なっておりますが、その事業名称あるいは構成が若干相違しているものがあるということをつけ加えたものでございます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。17ページの一番上の事業でございます。食育の推進ということで、これにつきましては、実行計画事業ですが、前回は年度別の計画がなかったというところで、年度計画を差し込んだということでございます。

次に、31ページに学校防災対策の強化ということです。この中の表記で、1行目の今後発生が想定されるとなっておりますが、これが前回は、予測されるようになっておりましたものを想定されると直しました。

もう一点が、首都直下地震となっておりますけれども、前回、これは首都直下型地震となっております。首都直下地震というのが正式な言い方だということで、その点を変更したものでございます。

前回の協議の最後の部分から変更した点は以上でございます。

今後の日程でございますが、3月13日の文教委員会に報告させていただきまして、ホームページにアップすると同時に印刷に取りかかりたいと思います。

冊子につきましては、関係部署に配布するとともに、4月の校園長会で内容の説明をします。あわせて、幼・小・中、全保護者あてに、概略版、パンフレットを送付して、周知を図っていくというものでございます。

提案理由でございますが、平成21年3月に策定した新宿区教育ビジョンの個別事業について、新宿区第二次実行計画の策定に合わせて見直しを行う必要があるためでございます。

引き続きまして、14号議案でございます。「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果についてでございます。

詳細につきましては、この後、中央図書館長から説明いたします。

提案理由でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定した第二次新宿区子ども読書活動推進計画が平成23年度で終了することに伴いまして、新たに第三次新宿区子ども読書活動推進計画を定める必要があるためでございます。

○中央図書館長 「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」の策定及び素案に対するパブリック・コメントの結果について御説明させていただきます。

右上に教育委員会資料と記載しておりますA4縦の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、この計画につきましては、平成23年12月7日開催の教育委員会において第三次新宿区子ども読書活動推進計画の素案について御説明申し上げ、パブリック・コメントを実施しております。

1のパブリック・コメントの結果についてでございます。（1）の意見募集期間ですが、

昨年の12月15日から本年1月15日の間、計32日間実施いたしました。（４）の提出意見ですが、提出者は3名ですが、13件の意見提出がありました。内訳といたしましては、こちらに記載しているとおりでございます。13件中、学校図書館へ司書等の配置あるいは資料・予算の充実に関するものが各2件、中央図書館の移転に関するものの意見も2件ございました。

（５）の意見の要旨と区あるいは教育委員会の考え方については、別紙1をご覧くださいませうでしょうか。

まず、番号の1から3の御意見は、主に中・高校生に対しての図書資料等の充実や学校等との連携についての御意見です。主な意見について御紹介させていただきます。

1の意見として、第三次計画なので番号53の青少年向け資料の充実の内容をもっと具体的に記載してください。例えば、推薦図書リスト、推薦雑誌リスト、推薦CDリストについての資料の整備充実や、現行のホームページ「10代のみなさん——このほんしってる？」のコーナーを拡充してほしいという御意見がありました。番号53のこの青少年向け資料の成実は、男女共同参画課が担当している事業でございます。意見に対する考え方といたしましては、青少年向け資料の充実につきましては、男女共同参画推進センターにおいて、第二次計画に引き続き、男女共同参画の視点が盛り込まれている図書資料を中心に、充実を図ってまいります。

また、情報誌等を活用して、男女共同参画推進センターが所蔵する青少年向け資料の区民周知を図り、利用促進に努めていくというものでございます。

次に、数値目標の設定についてでございます。4番のところになりますけれども、新規の目標値として、利用登録者数、ホームページのアクセス数の項目を追加してくださいという御意見です。

利用登録者数につきましては、第一次計画では数値目標としておりましたけれども、第二次計画では、子どもの実質的な利用拡大を目指す立場から、単に利用登録者数の比較ではなく、図書館で実際に貸し出し実績がある子どもの延べ利用人数の増加を目標値に変更したものでございます。

ホームページのこどもページへのアクセス数についても、子どもの実質的な利用拡大を目指す立場から、数値目標の設定については今後の参考とさせていただきます。

次に、新刊選書リストの作成提供についてでございます。番号は6番になりますが、幼児、児童向けの新刊選書リストを幼稚園、保育園、子ども園に配付してくださいという御意見です。

意見に対する考え方といたしましては、新刊を中心に、選書し作成した推薦図書リスト「クローバー」を幼稚園、保育園、子ども園等にも配付して対応してまいるといふこととございます。

次に、学校図書館への司書等の全校配置についてです。番号は8番と9番になります。考え方といたしましては、学校図書館への司書等を平成25年度から全校に配置してまいります。そのため、24年度は、配置に向け、勤務体制や具体的な業務内容、教員や図書館ボランティアとの連携などの検討を進めてまいります。

なお、配置される司書等は、本の貸し出し・返却だけでなく、図書の展示や配架の変更をはじめ、児童・生徒との対話の中からお薦め本を提案したり、テーマに沿った本を紹介するブックトークを実施するなど、さまざまな形で読書活動や教育活動を支援してまいります。

次に、2の素案と計画の相違点について、御説明をさせていただきます。

資料2として、素案と計画の相違点を表にまとめた資料を配付しております。また、第三次計画の全文を配付させていただいております。主な変更点について御説明させていただきます。

初めに、この冊子の全文のほうをご覧くださいと思います。6ページ、こちらは、第二次計画に定めている5つの数値目標の達成状況を説明しているページになります。

素案ではページの上の表の部分ですが、現状値が平成23年1月末までの数値を記載し、ページの下段に説明文を記載しました。今回、平成24年1月末時点の数値が確定いたしましたので、現状値欄に平成24年1月末時点の数値を加えるとともに、下段の部分の説明文をそれぞれ修正させていただいたものでございます。

次に、9ページをご覧ください。区立図書館における団体貸出冊数の増加でございますけれども、平成24年1月末現状値、1月末現在は4万2,744冊となり、基準値と比べ、冊数として1万2,985冊、率として43.6%の増加と大きく増やすことができました。団体貸出冊数の増加につきましては、計画期間中に当初の目標値3万8,000冊を超えたため、新たな目標値4万2,000冊を設定しております。今年度は、この変更後の目標値4万2,000冊を達成することができたというものでございます。

11ページになります。第三次計画では、3つ目の視点、学校における読書活動の充実に関する箇所、3行目に素案では学校図書館司書という表記がありました。学校図書館司書という資格はございませんので、学校図書館へ司書等を配置に変更いたしました。また、一番下の枠の中にも学校図書館司書という表記がありましたので、司書教諭や司書の資格を有す

る学校図書館スタッフに修正しております。

なお、学校図書館司書に関する表記は、同様に、15ページ、17ページ、18、30、33ページにあります。学校図書館司書という表記から、学校図書館への司書等の配置または司書教諭や司書の資格を有する学校図書館スタッフに、記載を変更させていただいたものでございます。

続いて、12ページです。第三次計画では5つの数値目標を設定しております。素案からの変更点といたしまして、①の区立図書館からの延べ利用人数、②の団体貸出冊数の増加、③の児童・生徒の不読者率の減少の現状値欄の数値を平成24年1月末数値に変更いたしました。

また、②の団体貸出冊数につきましては、現状値、23年度は4万2,744冊に確定いたしましたので、目標値を素案では4万2,000冊でございましたけれども、5万冊に引き上げ、第三次計画で取り組んでまいりたいと考えております。

また、資料編になります。後ろのほうの資料編になりますけれども、ここでは、平成23年度、児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査の集計が調いましたので、追加をさせていただいたものでございます。

以上、素案と計画の変更点について説明を終わります。

最初の資料に戻っていただきますが、今後の予定ですが、パブリック・コメントの結果とその計画書につきましては、3月15日に公表させていただく予定で進めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長職務代理者 説明が終わりましたので、まず議案第12号について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○羽原委員 規則に関することではないのですが、新宿区の奨学資金の貸し付け状況、それから増加の傾向にあるのか、あるいは問題点が、何か感じられるようなことが最近あるのかといったような現状報告をいただければと思います。

○教育調整課長 貸し付け状況でございますが、19年から申し上げますと、19年度が14名、これは新規の部分です。20年度が8名、21年度が12名、22年度は8名、23年度は11名ということで、若干、数字の上下はありますけれども、大体10名前後で推移しているということでございます。

それと、課題といいますと、やはり今、高校の無償化、授業料の無償化がございますので、それを受けて、各区もいろいろこの奨学資金に類似する制度についての検討を行っているという状況でございます。

検討の結果、変更する区というのは、3区あったという集計が出てございます。ただし、大半の区は変更しないということで、その存続の理由といたしましては、公立学校の授業料が無償となっても、就学に必要な例えば図書ですとか学用品ですとか、そういった必要経費がかかるというところがございまして、やはり制度としては存続すべきであるという意見が大半を占めているというように理解しております。

○羽原委員 思ったより少ないなという感じ、大体幾らぐらいを貸して、どのぐらいで返してというそのあたり、あるいは予算措置、どの程度の返済率みたいなものとか現状報告をお願いします。

○教育調整課長 まず、入学準備金ということで、公立と私立に分かれておりまして、公立の場合は10万円、私立の場合は20万円という内容になっています。

それと、予算措置でございますが、今、申し上げましたとおり、最近の傾向を見ますと、10名前後で横ばいしているということで、若干、今、財政が厳しいというようなことがございまして、不用額の精査という話がございまして、その辺を勘案しまして、実績の精査ということで、先ほど言いましたように、19年度が、14名ということで、最大値でございますので、5年間平均いたしましても11.何がしという数字が出てございまして、今回、対象は、20名から15名、5名減らしてございまして、予算的には、全体で1,336万4,000円ということでございます。

それと、返還の関係でございますが、高校卒業後、1年間の猶予を経て返還が始まりますが、さらに例外規定として、上級学校に行った場合は、その期間、免除ということになっておりますが、なかなかその時点で返還していただけない場合も若干あります。

それで、具体的には、22年度の実績として、初年度の返還率としては75.2%。それで、滞納分になりますと当然減りまして14%程度ということで、この滞納分の扱いにつきましては、昨年の監査でも指摘事項にございまして、その辺の対策を十分にとるようというようにございまして、その辺については、滞納分の返還をなるべく工夫していきたいというように考えております。

○熊谷委員長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

議案第12号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○熊谷委員長職務代理者 議案第12号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第13号について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○**教育長** 先ほど文教委員会に報告し、印刷もするということでしたが、それはこのビジョンの印刷だと思いますが、毎年、小・中学校等の、各家庭向けにパンフレットをつくっていると思います。それは今回もつくるということによろしいでしょうか。

○**教育調整課長** 説明不十分で申しわけございません。冊子については、印刷するということと、あわせて行う部分については、年度ごとに教育ビジョンに基づく事業展開をどうしていくかというパンフレットを作成しておりますので、それもあわせて作成して、全保護者あてに周知するというところでございます。

○**教育長** 新宿の教育の全貌がわかるパンフレットですから、毎年、工夫したパンフレットをつくっていますが、今回もわかりやすいパンフレットをつくっていただければと思います。

あともう一点、今回は第二次実行計画との整合性をとるということでの見直しということと4年間の計画ということです。そして、当初のビジョンの中では、必要なときには、5年程度の段階で見直すというような話がありましたが、今後の見直しについてはどのように考えているのでしょうか。

○**教育調整課長** 基本的には、教育ビジョンの一番大きな目標自体が10年間を目途とするという話になってございますので、節目としては、次回、第三次実行計画がございまして、その辺を一応見きわめながら、見直しを考えていきたいというように思っております。

○**熊谷委員長職務代理者** ほかにいかがでしょうか。

特に御質問、御意見がないようでしたら、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第13号を原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**熊谷委員長職務代理者** それでは、議案第13号は原案のとおり決定とさせていただきます。

次に、議案第14号について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

○**白井委員** 第三次子ども読書活動推進計画の中の9ページで、区立図書館における団体貸出冊数が、かなりの成果が上がったということで、下にも御説明が書いてありますが、特にこの要因というか、その辺のところを御説明いただければと思います。

○**中央図書館長** こども図書館と各小学校、中学校あるいは保育園、幼稚園含めて、団体貸出しの周知、PRがかなり浸透してきたのではないかと考えております。

それから、特に小学校、中学校におきましては、学習支援便貸出といひまして、学校から、

メールなりファックスなりで、こういうテーマでこういう本をというように連絡いただければ、図書館のほうで選書して配本車で運ぶ仕組みです。学校の先生も、忙しくて、図書館まで来るといことはなかなかできませんので、こういうような学習支援便貸出を始めてから団体貸し出しが伸びてきています。こども図書館には、新刊図書をはじめ、随時、本が入ってきますので、学校で足りないところは、こども図書館を活用していただくということで、相当、PRをしておりますので、そういった成果もかなりあるのではないかと考えております。

○白井委員 先ほど議論した教育ビジョンの個別事業の中で、読書活動として、学校図書館の充実、それから朝読書の推進というのを上げていまして、先ほど御説明があったのは、そういう朝読書などの部分と連動した形でやっていたという動きだと理解してよろしいでしょうか。

○中央図書館長 特に、朝読書等に伴いまして、こういうテーマで本がないか、例えばお米というテーマで、児童・生徒にふさわしい本はないかという問い合わせがあれば、私どもで、セット貸出しという制度がありますので、必要数を学校のほうに送るといことで朝読書にも活用していただいているといことはあります。

○菊池委員 具体的な質問ではないですけれども、パブリック・コメントというものについて詳しくないので教えていただきたいのですが、提出者が3名、総数13件といことで、32日間にわたって待っていて、3名のコメントをちょうだいしたといのは、どのように評価すればいいのでしょうか、意味は、3人ぐらいでいいのかといようなニュアンスです。

○中央図書館長 素案につきまして、32日間といことで区の主な施設について資料を配布し、ホームページでも公開してきましたので、本音を言えば、もっといろいろな方から御意見をいただければ私どもとしてみればうれしいわけですけれども、今回、1人の方が多く意見をいただいたことを含めても3名だったといことは、もう少し周知の仕方を工夫し、もう少し多くの意見をいただけたらという思いはあります。

ただ、4年前にはこのパブリック・コメントによる意見はもっと少ない状況でした。今季会は、初めて2けたに乗ったといことは、これはこれで良かったと思えます。さらにこれを今後どのようにPRして子どもの読書活動の推進に役立てるか、この辺に私どもは力を入れてまいりたいと考えております。

○菊池委員 肯定的なコメントといえますか、すごい素晴らしいといようなコメントもあったのでしょうか。

○中央図書館長 今回、御意見としていただいた中では、このようにしたほうが良いのではないかとというような意見が多くございました。一方で、子ども読書活動推進会議、これは学識経験者あるいは幼・小・中の保護者代表等が入った会議体でございますけれども、こちらでは、新宿区の子ども読書活動に関する事業はかなり充実している。保護者の方からも、非常に充実をしているのではないかと、そういうようなお褒めのご意見もございました。

ただ、パブリック・コメントとしていただいた中では、当然、このようにやったほうが良いではないか、あるいはこう改善するべきではないかというような意見が多く占める傾向にございますので、私どもとしては、そういうところをしっかりと認識して、今後の子ども読書活動の事業につなげてまいりたいと考えております。

○白井委員 今のパブリック・コメントに関連して、1番のところですが、別紙1の1番の番号53の事業名の質問に関して、これが男女共同参画推進センターの視点で盛り込まれている図書資料を中心に、充実を図っていきますという考え方で述べていますけれども、子ども読書活動推進計画の36ページを見ますと、53番というのは、確かに内容として男女共同参画推進センターでは云々ということが書かれていますが、この趣旨というのは、青少年向け資料の充実という部分のところが男女共同参画的な視点だけで書かれていて、本来は、もっと大きな趣旨で、コメントで書いているようなほかの部署にもきちんとあります、ということだと思いますが、それがわかるようなことをここに盛り込んだほうが、説明として良いと思いますが、次回以降について、どうでしょうか。

○中央図書館長 確かに、委員の御指摘のありましたように、ここが、男女共同参画の視点が盛り込まれた図書資料を中心にというところで説明して、実際には青少年向け資料の充実というのは図書館でもかなり力を入れていることですので、そうしたところを説明していますけれども、今、御指摘もありましたので、今後、わかりやすいような表現に努めていきたいと考えています。

○熊谷委員長職務代理者 いかがでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第14号を原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長職務代理者 それでは、議案第14号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 平成24年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告2 平成24年度新入学 学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて

◆ 報告3 平成23年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果について

○熊谷委員長職務代理者 次に、事務局から報告をお受けします。

事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、最初に私から、現在開催中の第1回新宿区議会定例会、2月23日、24日に
行われた代表質問の要旨を御報告いたします。資料として、報告1と右上に打った資料がご
ざいます。その中から、かいつまんで御報告、御説明したいと思います。

まず、1番目に平間議員の質疑でございます。教育環境についてということで、通学区域
についての御質問がございました。（1）、（2）のところで、統廃合時に通学区域を改正
したとのことだが、通学区域自体を見直してきたのか。あるいは、選択制度を見直す際は、
通学区域の見直しが同時に行われるべきではないかという御質問でした。

これに対しましては、52年にまとめられた答申では、小学校において5カ所、中学校にお
いて7カ所の指摘があった。これに基づいて通学区域の見直しを行っています。

区全体として通学区域の見直しを行うことは考えていないが、通学区域の見直しについ
ても、今後必要に応じて検討することもあるという考え方をお示しました。

3ページのかわの議員でございます。新中央図書館等の建設についてでございますけれど
も、早稲田大学からの合築等の提案を受けて、基本計画の検討や変更などを考えているのか。
また、教育委員会としてどのような見解を持っているのかという御質問がございました。

これに対しては、早稲田大学からの合築等の提案により新たに計画の検討や変更を伴うも
のではない。また、早稲田大学との合築計画がどのような効果をもたらすのかといった観点
から、今後、検討を進めていくというように答弁しております。

それから、学校選択制度の抜本的見直しということで、（1）では、素案によって学校間
の児童・生徒数の差が広がった状況の解決になるのか、（2）では、4年前に統合してでき
た四谷小を指定するのであれば、この適正配置の総括が必要ではないのか。また、（4）で
は、学校間の児童数の差を解消し、地域とのつながりを強くするためには、学校選択制度は
廃止すべきではないのかという御質問でした。

答弁ですけれども、35人学級の導入により選択希望者の受け入れ可能人数が各校ともに大
きく減少したことに加え、選択できない学校を指定することにより、児童・生徒数の差を緩

和することにつながると考える。また、四谷小の問題でございますけれども、通学区域内の未就学児数の当時の推移からは、将来の児童数の増加傾向は、読み取れる要素はなかった。今後の子ども数の推移に注視しながら、動向を注視しながら、適切に対応していくというようにお答えをしています。

また、学校選択制度については、今回の調査結果や教育環境検討協議会における議論も踏まえて、学校選択制度は維持するが、教育環境への変化への対応を行い、よりよい教育環境の整備を進めていきたいというようにお答えしました。

次に、おの議員でございます。区内の就学前施設に関してということで、充足率の低い幼稚園については、その施設活用を広く考えていくべきではないのか。施設の転換の必要はないのかという御質問、それから幼稚園の預かり保育に関して今後どのようにしていくつもりなのかという御質問でございました。

これに対しましては、35人学級、特別支援教育への対応、子育て支援対策などを含めて、使用方法を検討し、有効に活用していく。また、今後の預かり保育のあり方については、区立幼稚園の子ども園化の中で検討していくというようにお答えをしました。

また、子どものいじめの未然防止という質問で、新宿区のいじめ認知件数の推移、それから今後どのように未然に防いでいくつもりなのか。また、精神疾患というのを子どもたちにも公教育の中でしっかり教えていくべきではないかというお尋ねでした。

これに対しまして、推移ということでお話をするとともに、先生方の研修会の中で取り上げて、教員の理解、啓発に努めるとともに、道徳の授業や学級活動の参考となる「いじめ防止プログラム」を作成して各校に配布してきた。今後は、これら研修会を通して、各校のいじめの未然防止に努めるよう啓発を続けるとともに、組織的な対応を図っていききたい、指導していききたいというようにお答えしています。

また、現状では、小・中学校の学習の中で、精神疾患そのものについて学ぶ機会をつくることは難しいが、児童・生徒が困ったときに相談できる窓口を周知したり、養護教諭やカウンセラーと連携した対応を図っていくというようにお答えしております。

次におぐら議員の質問でございますが、少人数学級についてでございます。学習指導員の配置と学校支援アドバイザーの派遣というものが、今回、名称変更という形ではありますが、少人数学級が実施されていくと、これらに対する影響があるのか。また、教員の資質の向上が求められているが、区はどのように取り組んでいくのかという質問でございました。

これにつきましては、7ページの真ん中ほどでございますけれども、これらの人の配置や

派遣は学校の教育力の向上のために重要な施策である。少人数学級の実施の有無にかかわらず、継続していくという考えを示しております。

また、教員の資質の向上については、新たな教育課題に対する研修や経験と職層に応じた研修を実施している。また、職務を通じた日常的な研修の充実を図っている。学校支援アドバイザーが、ミドルリーダーである主任・主幹教諭を対象とした出前研修をすべての学校で実施していくというようなお答えをしております。

次に、10ページでございます。豊島議員からの御質問で、区立幼稚園のあり方と子ども園の推進についてでございます。教育課程の理解や、部門間の異なる交流というものが、保護者の不安をなくすためにも必要ではないか、具体的な考えを示せと。また、保護者の不安に対して、今後、教育委員会としてどのように対応していくのかという質問でございました。

これに対しましては、幼稚園教諭と保育士の合同研修を年4回実施し、幼稚園と子ども園の保育の様子を参観し合ったり、幼児の遊びについての具体的な意見交換を行っている。就学前教育が充実するよう今後も助言・調整を行っていくというようにお答えしております。

また、このたび、この幼稚園のあり方の説明を保護者の方々を対象にやっておりますが、幼稚園PTA連合会の中での説明、それぞれ70名程度の参加があったわけですが、子ども園における幼児教育の質や子ども園での保護者会活動などについても説明してきたことを申し上げ、これらの点について、今後も、区長部局と連携して、保護者の方々に丁寧な説明を行い、不安解消に努めていくというようにお答えをしております。

次のページ、近藤議員の質問でございます。同じく、区立保育園・幼稚園の全子ども園化計画についてでございます。区民の最大の要望は3歳児学級の拡大であり、これを行えば、定員は充足し、廃止の必要がなくなるのではないかとということでしたが、3歳児園について、現在12園ございますけれども、各地域のバランスを考慮して、配置を行っております。また、区立幼稚園と私立幼稚園を合わせると、保育需要を満たしているというように考えているということで申し上げました。

また、幼稚園の見直し後に10園が残るわけでございますけれども、この10園については、すべて3歳児学級を設置をする。残る園が現在の2年保育園か3年保育園かはまだわかりませんが、いずれにしても残るところについては、3歳児学級は設置をしますというお答えでございます。

なお、残るとするのは、あくまでも第二次実行計画終了時点で残るという意味でございます。

次に、学校選択制度と学校適正配置についてでございますけれども、普通教室を将来に向けて確保していくために、一部の学校では弾力運用を行う必要があるということで述べているわけですが、1学級40人まで弾力運用を行うと、35人学級を導入した意義が失われるのではないかと。また、通学区域を見直し適正規模化していけば、統廃合の必要がなくなるのではないかと。という御質問でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げたように、児童数の将来的な増加に備える普通教室を確保する必要から、弾力的運用を考えている。

また、未就学児が増加傾向にあるものの、児童・生徒数に比して学校数が多いということがやはり基本的な問題であって、小規模校が多いという課題は依然として残る。したがって、通学区域を見直すことによって、統廃合の必要がなくなると考えていない。

ただ、通学の安全確保の視点などから、通学区域の見直しをしていくことは考えるというようにお答えしております。

次に、14ページにまいります。なす議員の質問でございます。武道の教育が新たに必修科目として盛り込まれるということについてでございますけれども、なぜ武道教育が必修化なのか。武道教育がサッカーや野球などよりすぐれていて、必修にしなければならない理由はあるのか。また、区内の中学校でのこれまでの武道教育の現状と事故の状況はというお尋ねでございました。

これに対しましては、武道がほかに比べてすぐれていると、そういう問題でなくて、中学校の段階で多様な経験をすることが大切である。その中には、武道も含まれるだろうということでお答えをしております。また、過去、現状でございますけれども、中学校10校中、5校が柔道のみ、3校が剣道のみ、1校が相撲と剣道、1校が柔道と剣道という状況と、過去2年間、教育委員会への事故報告に至るほどの大きなけがはないというようにお答えをしております。

以上でございます。

○学校運営課長 私からは、報告2、平成24年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰り上げについて御報告いたします。

(1)に抽選対象校の繰り上げです。これはここの表のとおりでございます。ポイントはその下にある注釈の部分の受け入れ上限数でございます。これは、過去のデータ等から今後の転入者等による増減を推計し、入学まで定員数を上回らないと判断した数ということで設定いたしました。今後の転入者等の等ですが、ここには指定校変更が含まれております。そ

れから、入学までの定員数の入学までというのは、基準日としては4月1日というのがあります。それで、一般には、受け入れ上限数は、中学校の場合は1クラス35人で考えております。ですから、牛込第一中学校と牛込第三中学校は、3クラスですから、35人掛ける3で105人の受け入れ上限数としております。それに対しまして、新宿西戸山中学校は1クラス33人で設定しております。4クラスですから132人です。これは、理由としましては、昨年度、転入者が12人、それから指定校変更で5人ということで、数が非常に多かったという実績から、余裕を見るという意味合いからして、1クラス33人という形で設定しております。

(2) 補欠繰り上げ日程ですが、既に2月17日金曜日に全補欠登録者に郵便で補欠繰り上げ通知を発送しております。

(3) 各校の状況については、それぞれの各学校について詳細に記載しているということでございます。

以上でございます。

○教育支援課長 それでは、私からは、報告の3、平成23年度 新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査結果につきまして御説明申し上げます。

本日、御報告いたします内容は、2月13日に開催いたしました新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰審査会におきまして、各小・中学校から推薦のありました候補者の中から、その功績や業績、素行が顕著で表彰が適当であると決定いたしました団体3件、個人7件、内訳といたしましては、小学生6名、中学生1名でございます。

まず、団体の部ですが、1組目は新宿区立牛込第三中学校吹奏楽部です。昨年の夏に行われた社団法人全日本吹奏楽連盟主催の第51回東京都中学校吹奏楽コンクールにおきまして金賞を受賞、そして第45回東京都中学校アンサンブルコンテストで木管八重奏と管楽八重奏でそれぞれ銀賞をとるとともに、区内のさまざまなイベントにも参加し、地域に貢献したことによるものでございます。

2組目は新宿区立四谷中学校家庭部です。こちらは、昨年11月に開催されました全日本中学校技術・家庭科研究会主催の第9回中学生創造ものづくりフェア in TOKYO「あなたのためのおべんとうコンクール」におきまして第2位及び同コンクール各都道府県代表グループによる第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア「あなたのためのおべんとうコンクール」で第1位、文部科学大臣賞を受賞したことによるものでございます。

3組目は、新宿区立新宿西戸山中学校、「冷蔵庫の残り物ピカイチ隊」です。こちらも、先ほどの四谷中学校の家庭部と同様の第9回中学生創造ものづくりフェア in TOKYO

「あなたのためのおべんとうコンクール」におきまして第1位を受賞し、同じく第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア「あなたのためのおべんとうコンクール」に出場を果たしたものである。惜しくも全国大会では入賞を逃しましたが、その功績は立派なものだということで表彰されたものでございます。

続きまして、個人の部です。

まず、1人目は、新宿区立愛日小学校6年の加藤有希乃さんです。加藤さんは、昨年12月に開催された全日本全楽器音楽コンクール協会主催の第1回日本ベートーベンコンクール全国大会、小学校5、6年生の部で第1位、そのほかにもヤマハV I V A C E 2011やヤマハリトルピアニスト2011などの大会で地区代表などに選ばれるなど、ピアノ演奏において成果をおさめたことによるものでございます。

2人目は、同じく新宿区立愛日小学校、6年生の大丸貴史さんです。大丸さんは、小学校ドラゼミ主催の第12回ドラえもん大賞全国作文コンクール（作文で開く心のどこでもドア！）において、応募総数約1万4,000名の中から小学校6年生部門で大賞を受賞したことによるものです。ちなみに、そのときの作文のテーマは、大切なお友達に贈る言葉でございました。

3人目は新宿区立戸塚第二小学校の6年生の森大地さんです。森さんは、昨年10月に開催された東京都テニス協会主催の第12回東京都秋季小学生テニス大会、6年生以下男子シングルスで優勝したことによるものです。

4人目は、新宿区立淀橋第四小学校、5年生の樋口新葉さんです。樋口さんは、昨年11月に開催された東京都スケート連盟主催の2011オール関東フィギュアスケート選手権大会ノービスB女子で第1位を獲得したことによるものです。そのほかにも、2011スプリングトロフィーフィギュアスケート選手権大会や第15回全日本フィギュアスケートノービス選手権大会でそれぞれ優秀な成績をおさめているものです。

なお、樋口さんは、4月に海外遠征の日本代表メンバーとして国際大会に参加することが決まっているそうです。

5人目は、新宿区立西戸山小学校、6年生の関家花倫さんです。関家さんは、昨年10月に開催された社団法人日本空手協会主催の第55回東京都空手道選手権大会組手の部（小学生4年生から6年生女子初段以上）で優勝、形の部（小学生4から6年、男女初段以上）で準優勝を獲得し、また第54回小学生・中学生全国空手道選手権大会や第36回関東地区空手道選手権大会など数々の大会において優秀な成績をおさめたことによるものです。

6人目は、新宿区立江戸川小学校、5年生の佐々木雅生さんです。佐々木さんは、昨年5月11日より、授業のある日は1日も休まずに、毎朝、学校昇降口の清掃とふき掃除を続け、学校の顔である玄関の美化に尽力していることによるものです。きっかけといたしましては、前日の5月10日の日に、体験学習の一貫として、地域の染物職人の工房を訪れ、藍染め体験をした際、職人さんより、感謝の心は行動であらわしましょう、お世話になっている学校の玄関やトイレなどのお掃除を毎日自分から続けるとよいですよと言われ、感銘を受け、翌日から数人の友達とともに掃除をするようになったものです。やがて友達は掃除をしなくなりましたが、それでも1人で掃除を続けてきたことで、2学期の終業式に、他に模範となる善行として校長より表彰を受けているものです。

最後、7人目でございますが、新宿区立落合第二中学校、1年生の酒井誠さんです。酒井さんは、昨年5月に開催されたNPO法人ロボカップ日本委員会主催の日本大会において第3位になったことで、同年7月に、トルコ、イスタンブールにて開催された世界大会ジュニア部門の日本代表チームのメンバーとして選出され、同大会において7位に入賞を果たしたことによるものです。

なお、今回の表彰団体並びに個人につきましては、3月12日に表彰式を行い、表彰の結果につきましては、教育委員会のホームページ及び4月25日号の「しんじゅくの教育」に掲載をする予定でございます。

報告は以上です。

○熊谷委員長職務代理者 説明が終わりましたので、まず報告第1について、御意見、御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。

○白井委員 5ページのいじめの問題についてお聞きしたいと思います。

まず、いじめの問題に関して、現状として今まで具体的にどのような対応がなされてきたのかを御説明いただきたいと思います。

○教育指導課長 いじめの問題に取り組むというのは、これをやれば必ずいじめがなくなるというものではないですが、まず学校の取り組みとしては、日常的な心の教育、道徳も含めた特別活動、さまざまな活動そのものが心の教育につながっていく。それから、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、そういった組織的な取り組みによって、いじめの芽をできるだけ早くに見取って、それに対応していく。

それから、教育相談日とかアンケートとか、さまざまな子どもの様子を知るための方法、そういったものを定期的に行ったりしています。特に、2月、6月、11月をふれあい月間と

定めておまして、そういった月間には、特に手厚い取り組みをしている学校が多くございます。

○白井委員 それで、今後、さらにいじめ対策、いじめの問題に関してどのような政策をお考えになっているのでしょうか。

○教育指導課長 今まで以上に、組織的に教員の資質を高めていく、いじめに対する感覚を高めていくことが大切だと考えます。今回も、いじめの件数が小学校で上がっているといった状況を報告したわけですが、それは、いじめとしての認識が前よりも敏感になったということであらわしているものだと思います。本人自身がいじめだとう認識を子どもが訴えた場合、それをいじめとしてまずとらえていく。本当にいじめかどうかというようなことを考えるのではなくて、いじめがあったということにとらえて対応していくということに、教員も周りもそういった意識が高まってきているということだと思います。

○白井委員 多分、いじめの問題に対する対策としては、今回の教育ビジョンの個別事業の15ページのところの課題の2の豊かな心と健やかな体づくりということで、①の人権教育の推進、道徳教育の充実、それから「法教育」等の推進というようなこの3つの形で、今後、政策としてなされていくというように私としては理解しております。

それで、その中で、まず1つの質問が、①の人権教育の推進として、区の人権尊重教育推進校の指定ということをお考えとなっているということなので、まずそれについて御説明いただきたいということ。

第2に、道徳教育の充実として、道徳教育推進教師というようなことをお考えになっているようなので、それについて御説明いただきたいこと。

第3に、道徳授業地区公開講座の実施や命の教育などの取り組みも考えているということなので、これはどういうことをお考えなのか、御説明いただきたいと思います。

それから、最後に、法教育等の推進ということで、ここの中でも、法教育自体をすごい狭い意味の法の基礎にある理念や原則を学ぶのが「法教育」みたいになっていますけれども、法の基礎にある理念や原則というのは、①とか②で言おうとしている人権の尊重を基本とするための考え方ということで、そういう法教育活動など含めて、今後3年間、個別事業でこれらをするこも、かなりいじめのことを念頭に置いた活動ということになると思うので、その辺、御説明いただけますでしょうか。

○教育指導課長 まず、1点目の人権教育推進校という取り組みですが、これまでは、人権教育推進委員会というものを設置しておまして、学校の校長先生や副校長先生、そういった方

を集めて、年間を通して、5回程度の委員会を開き、区の人権課題を一つのテーマにして、委員会便りをつくったりしていました。今回はこの取り組みに人権教育推進校もあわせた取り組みを行っていくことを考えています。人権教育とは、つまり人権感覚を磨いていくための教育であると申し上げましたが、そのためのきっかけをつくる仕掛けが必要であると考え、推進校を毎年、指定することにいたしました。

毎年、その人権教育推進校の推進校になった校長先生が人権教育推進委員会の委員長になりまして、その委員会とセットになって、学校の人権に対する取り組みを全校に知らせていく。その学校にとっては、自らの人権教育を改めて見直しながら、その人権感覚を高めていく取り組みも行っていく。これを順番に全校に回していきたいと考えています。

2点目は、道徳教育推進教師、この言い方は、実は東京都の名称をそのまま使っているものでございます。これまでも、道徳教育については、道徳主任という教師がおりまして、その教員を中心として、3つ目の御質問だった道徳授業地区公開講座とか、それから道徳の学校の年間計画とか、そういった全体計画を立てたりする中心的な存在である教員でございます。

その3つ目の質問にもかかわるのですが、道徳授業の地区公開講座というのは、始めて随分長くなりまして、全校がもう既に行っているものでございます。正式にいつから始まったかと、ちょっと今、手元に資料がないのですが、もともとは東京都が進めた「心の東京革命」、それが発端になっておりまして、全都の小・中学校で道徳授業をまず公開する。すべての学校で、地域、保護者の方に道徳の授業を見てもらう。その後には、地域の方、保護者の方と意見交換をして、心の教育のあり方とか道徳の教育のあり方とか、今日の授業のテーマはどうだったのかとか、子どもの様子はどうなのか、家庭での様子はどうなのか、そういったことを論議しながら、地域全体で心の教育について考えていこうというものでございます。

ただ、毎年行っているのですけれども、同じ方しか学校に来ないとか、テーマが絞り切れなくて、論議が深まらないとか、そういった課題はありまして、それぞれの学校が毎年工夫をしているといったところでございます。

最後に、「法教育」のことですが、「法教育」については、現在、各学校の取り組みに任せている部分はありますけれども、先ほどお話をしました例えば人権教育推進校、そういったところのテーマの一つとして「法教育」を取り上げるとか、新たな人権課題、自校の今までの日常的な取り組みだけではなくて、区全体として取り組んでいくようなテーマの一つに

入れていくなどというような取り組みもできるかと思っております。

以上でございます。

○白井委員 今、御説明いただきたいじめというのが人権侵害だということをまず認識していただいて、それでこういう取り組みをしてすぐなくなるというのは難しいかもしれないけれども、やはりこれは地道にやっていくしかないと思います。

それで、人権尊重教育や「法教育」ということに関しては、弁護士という立場の部分でのサポートということができると思うので、それに対しては、区のほうでも法律相談などを行っている弁護士団体が、地区法曹会というものを組織していますので、そういうところと連携するとか、あと弁護士会でも、いろいろな委員会でそういう学校サポートという部分は持っていますので、そういうところと連携しながら進めていけたらいいと思っているのですが、いかかでしょうか。

○教育指導課長 ぜひそういった形で進めていきたいと思えます。実は、司法書士会とは、来年度、御相談を受けてということもあったのですが、今年の夏にその「法教育」を少しテーマとした研修会は予定しております。学校で、こんな「法教育」の形がとれるといった御紹介いただくような機会を設けていますので、ぜひ弁護士の方にも、違った形で研修会等をお願いできればというように思います。

○白井委員 新宿区の「法教育」は、もう前から、教育委員会として研修を設けたり、それから中学校、それから小学校へ弁護士会として派遣したことなど、かなり積み上げてきているものがあります。先ほど御説明があったように、各学校から単発で来ていて、計画的に区全体として取り組もうというところまでは今まで行っていなかった。前指導課長が「法教育」を東京都でやっていたということもあって、そういう方向で、単発的だけでも、試行的にやってきたので、もし今年の夏に行うのであれば、それに向けて、今回実行計画として今後3年間をやるわけですから、今までの個別の「法教育」その他の授業の部分を検証した上で、この3年間で、全体的な指導計画などをつくっていったほうが、もっと効率的ないい形ができると思うので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

○教育指導課長 ぜひ、今後、全校展開といいますか、そのような形ができるような方向で研究していきたいと思えます。

○羽原委員 5ページで、件数、小学校57、中学校24件とありますが、これは、子どもからの苦情なのか、親からの指摘なのか、あるいは何か別途のアンテナから入ってきたものなのか、その辺の仕分けを教えてくださいませんか。

○**教育指導課長** 今手元に詳細な数字はありませんが、実際はすべて調べていまして、一般的には、子ども自身の訴え、それから保護者とか周りの方からの訴えといえますか、そういったものでいじめは認識されているというように把握しております。

○**羽原委員** 僕が聞きたいのは、件数を聞きたいと申しましたが、つまり隠れたいじめ、これに対して、どういうアンテナが張られているのか、発見する仕組みはどうなっているのかというところです。もちろん手抜かりがないことだとは思っていますが、起きたことに対する対応策も必要だけれども、むしろ隠れた部分をどのように見つけ出していくかという個別の対応の問題が多いと思いますし、また先生が若い方であるとか、いろいろ対応策も個別に違ってくると思います。

○**教育指導課長** どのように認知するか、いじめを発見するかというお話ですが、先ほども少しお話ししましたが、教育委員会としては、2月、6月、11月をふれあい月間として、その間に学校がどのように対応しているか、調査をします。特に、いじめはどのように発見してもらっているかというようなことを調査する機会があります。

特に、こういった時期を中心として、学校が、子ども自身にアンケートをとって、気になることがないかとか、悩み事はないかとか、そういった調査をするような学校が非常に多いです。

それだけではなくて、子ども自身の教育相談日というものを設けていまして、子どもと面談をする。そこで、悩み事がないかとか、そういったことを聞いていく。それから、担任以外に、自分の最も聞きやすい先生を選んで聞くというような工夫している学校もございます。

先ほどの数字でございますが、小学校の場合、一番多いのは学級担任によるいじめの発見でございます。今年度、平成23年度の11月に調査では、10件です。2番目に多いのが、いじめられている児童本人からの訴えが7件、他の児童からの報告や相談が4件、保護者からの訴えや相談が4件といったような傾向がございます。

一方、中学校につきましては、やはり同じように、学級担任によるいじめの発見が7件、いじめられている生徒本人からの訴えが4件、他の生徒からの報告、相談が3件、保護者からの訴え、相談が1件というようなことが数字としては上がっております。

○**羽原委員** 改めて言うことでもないですけども、要するに本人は、いじめが深刻な場合には、アピールしてこないケースが多々ある。多くのグループ的いじめ、1人を対象とした場合、なかなか申し出てもこないし、親にも言わないし、つまりいじめによる自殺とか登校拒否とか、登校拒否までなら対応の策はあるけれども、子どもの世界に先生が必ずしも入り切

れていないところもあるわけですから、先生のセンスが発揮してくるのだろうと思いますが、よろしくお願ひしたいということでもあります。

○**教育指導課長** 今の教員のセンスということですが、これは、新宿の例ではございませんが、いじめについては、今、羽原委員がおっしゃったように、いじめられた本人がなかなか訴えない。それは、いろいろな理由がありますけれども、それを訴えることによってさらにいじめられるのではないか。それが一定のグループによるいじめの場合には、さらに訴えがなかなかできない。

中学生ぐらいになってくると、そのいじめの質が非常にまた悪質な場合もございます、お金を恐喝している、それから暴力を受けている。そういったことで、それを訴えることがなかなかできなくなっている。逆に、また仕返しが怖いということです。

そういった実際にあったようなお話を教員の研修会、生活指導研修会や初任者の研修会では事例として挙げて、その対応の仕方などを行っていたりしています。

内容を少し詳しくお話しします。例えばいじめられた本人が訴えてきました。または、周りの子どもから、ある子がいじめられているという話が来ましたと。それに対して、教員は何をしますかというような初期対応についての質問を行います。

ほとんどの若い教員は、どこに最初に聞いたらいかががなかなかわからない。まず、訴えてきたのが周りの友達からであれば、この子がいじめられているのかどうかということをも本人に最初に聞く、当然だと思いますね。それから、周りの子どもにも事実関係をつかんでいく。でも、それが、いじている本人に最初にアプローチをしてしまったら、もう事は終わってしまう可能性が非常に高い。つまり、もういじめが隠されてしまう可能性が非常に高い。

そういった基本的な対応の仕方というのでしょうか、そういったことについて、具体的に事例研修で行ったりしているところでございます。

それから、我々のその研修会の質も、本当に具体的な例を挙げながら、いい検証をやっているかなければいけないというように思っているところです。

○**熊谷委員長職務代理者** ほかに、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他に御質問がなければ、報告1の質疑は終了とさせていただきます。

次に、報告2について、御意見、御質問があればどうぞお願ひをいたします。

○**菊池委員** 牛込三中ですけれども、受け入れ上限数105人に対して、現在、入学予定者数が67、繰り上げを入れて69名です。これは3クラス編制できない人数でしょうか。

○**学校運営課長** そのとおりでございます、ここは、この推移でいきますと、牛込三中は2クラスです。定員は120人で3クラスということでしたけれども、実際のところは2クラスになるという実情です。

○**菊池委員** 昨年まではどうだったかということ伺いたいのは、牛込三中は、たしか人気のある学校で、恐らく定員を割れ込むということは余りないのではないかと思っていたのですが、けれども、ちょっと意外だったので。

○**学校運営課長** 牛込三中の実情を申し上げます。

現在の1年生は3クラスです。2年生は2クラス、3年生は2クラスという状況です。ということは、昨年度は、当初は確かに83名でした。ということで3クラスになった。そのような実情、推移をしているということでございます。

○**熊谷委員長職務代理者** いかがでしょうか。

それでは、特に御質問がなければ、報告2の質疑は終了とさせていただきます。

次に、報告3について、御意見、御質問をお願いいたします。

○**羽原委員** ほとんどは、コンクールとか、そういうことでの表彰で、これはごく当然のことであるとして、江戸川小学校の佐々木雅生さん、こういうのはやっぱりいいですね、明るい話でね。この人は、恐らく将来にわたってすごくいい経験をして、褒められ方も非常に印象に残る。これまでこういうケースは少なかったかと思いますが、ぜひこれも、校長先生にこういう事例もあるということ言って、いいケースは、紛れ込むようでもいいですから、幾つか毎回入ってくるといいなと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**教育支援課長** 私が言うのも違ひかもしれませんが、ありがとうございます。本当に、これまでですと、やはり大会であるとかで大変優秀な成績をおさめた方の推薦ということが多いですが、今回は、この佐々木さんのように、校内における他の児童の模範となるような善行ということで、本当に久しぶりにこういった表彰に値する行為ということで、推薦をいただいたと思ひています。

参考までに、少し情報を入れますと、この佐々木さん、毎朝7時40分に登校いたしまして、暑い日も寒い日も昇降口の隅々まで掃き清めたり、げた箱の中を一つ一つ水ぶきしているということで、本当にその行いは、小学生でございますが、大変、自分が通う学校に対する愛着あるいはその思いというのがその行動一つ一つにあらわれているなというように感じております。

ぜひ、こういった行いが他の学校においてもございましたら、積極的に表彰していきたい

と思います。ありがとうございます。

○熊谷委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

表彰は12日にされると伺いましたけれども、これは、教育委員会として表彰をするのでしょうか、それとも区長が表彰するのでしょうか。

○教育支援課長 今回のものは新宿区教育委員会の表彰でございます。3月12日に、当日、教育長から表彰状と記念品として盾をそれぞれ今回の表彰者のほうにお渡ししようと考えております。

○熊谷委員長職務代理者 教育委員長からお褒めの言葉とか、やはりこれは大事です。子どもたちが、本当に規則とか何か制約でいろいろ制限されて、悪い面を正すという、そういうようなことも大事でしょうけれども、いいところを伸ばしていくことは教育委員会のある意味では最も大事な役割だと思うので、もちろん教育長が賞状を渡したりされるのでしょうか、こういうときにこそ区長とか教育委員長が行って子どもたちを励ましたらと思いますが、いかがでしょうか、教育支援課長。

○教育支援課長 本日は、教育委員長、欠席でございますので、改めてお話をさせていただきますと思います。

○熊谷委員長職務代理者 ぜひ教育委員長に。

それでは、特にほかにご質問がなければ、報告の3は質疑を終了とさせていただきます。

◆ 報告4 その他

○熊谷委員長職務代理者 次に、本日の日程で、報告4、その他となっておりますが、事務局もしくは委員の方から何か報告がございますでしょうか。

事務局からないようでございますが、羽原委員のほうから御発言がございますので、よろしく願いいたします。

○羽原委員 教育環境協議会のほうの地域説明会も終わったようですし、その後の進行状態がどうであるのか、それからまたこれから手続も、年度末でもあるし、どのような手続をどのように進められるのか、そのあたり、ちょっと中間的に御報告いただければと思います。

○学校適正配置等担当 今お話がございましたように、ちょっと突然なのですがけれども、今、パブリック・コメントの期間中でございますので、今月の14日まででございます。ただ、地域説明会は3回行いまして、3回目が昨日ということで、こちらは終了いたしまして、3回合計で、延べで48名の方が御参加いただいたという状況でございました。

中身は、2時間の中で、説明30分、残り1時間半はすべて質疑ということで、ほとんどもう時間ぎりぎりまで質疑が絶えることはなかったという状況ではありますが、内容ですけれども、当然のことながら賛否両論がございました。

ある方は、例えば選択制で言えば、やはり廃止をしたほうがよいのではないかという御意見がある反面、維持することを前提とした御質問もあったということです。

適正配置につきましても、やはり子どもたちのことを考えると、小規模校はもう本当に早目に適正配置をしたほうがいいという御意見もあった反面、小規模校のメリットもあるはずである。あるいは、地域の防災拠点としての位置づけもあると。そういう意味では、できればなるべく適正配置はしないほうがいいのではないかというような意見も、賛否両論、さまざまございました。

そんな中で、印象に残っておりますというか、1つ反省も含めてなんですが、学校選択制の兄弟姉妹の優先の廃止というようなことで、それは打ち出ささせていただいております。当然、経過措置を入れますよということで書いてあるのですが、文面としては先に廃止をしますというように書いて、経過措置がありますということです、やはり非常に御心配をされていらっしゃる御父兄の方が多いということがわかりました。

個別に聞いてみると、経過措置期間中なので、大丈夫ですよということにはなるのですが、説明会にとどまらず、日常の電話の問い合わせも大半がこちらに集中しているということなので、この辺については、文言等々も含めて、御心配を軽減するというか、もともと優先で入れる方々については、大丈夫ですよということをまたアピールする必要が出てくるかなと考えているところではあります。

それから、今後のスケジュールというようなお話がございました。繰り返しになりますが、今月の14日までパブリック・コメントの期間でございますので、どのような形で出てくるかと、件数も含めて、まずこれを見きわめたいと思っています。

ちなみに、現時点では、人数としては8名ということで、お電話でお問い合わせいただいで納得していただいた方が、どうもパブコメまで、今、進んでいないという状況なのかなと思っています。せっかく教育環境検討協議会の委員の皆様が、当初のスケジュールを前倒しして、早目に答申を出してくださいましたので、一部、学校選択制のいわゆる規制が強化されるような面もありますから、早目にやはり決定して区民の皆様にもお伝えするということが極めて重要ではないかという観点からすると、今月あるいは来月、いずれにしても早い時期に最終決定まで行くということが重要ではないかなというように、今、いろいろな問い合

わせ等も対応しながら、そのように考えているところでございます。

○熊谷委員長職務代理者 経過報告を今いただきましたけれども、いかがでしょうか。何か御質問なり御意見はございますでしょうか。

○羽原委員 聞いていて、通学区域の問題にしても選択制の問題にしても、いろいろあるなどということが改めてわかって、いろいろあるということは、ある意味で、教育委員会でまとめた素案の枠内、幅におさまっているかなど。いい方向をその中から選んでいくということで、ただし説明性というか説得性というか、これが決めたとはいっても、決めた後からの異論もあるでしょうから、十分、わかりやすい説明ができるということが、これから決めた後にも必要になるだろうという印象です。

いずれにしても、委員の皆さんにくれぐれもお礼を伝えていただきたいのと、今後、教育行政のほうにかかわってくる問題等がありますから、順調にうまく進めていただければと思っております。

いろいろ御苦労さまでした。

○学校適正配置等担当 今の御指摘はもうそのとおりだと思っております。説明会でもいろいろ問い合わせがある中でお答えしたと重複するのですが、今回の答申があつての基本方針素案であるということで、これは一体に書くんだという認識をしておりますので、例えば最終成果物として何か冊子をつくる際にも、ばらばらということではなく、合わせた形でつくるというようなことで、経過、プロセスがわかるような形で、工夫するということもできると思います。

それから、説明会のときにパワーポイントを使いましたので、そういったものも、もしわかりやすいというようなことであれば、そういったものも何らかの形で公表するということもあり得ると考えております。

最後になりますが、教育環境検討委員の委員の皆様、まだ解散したわけではございませんので、もう一度、少なくとももう一度は会を持って、いろいろまた意見交換、報告もいたしますので、そのときにしっかりお伝えをしまいたいと思います。

○熊谷委員長職務代理者 よろしゅうございますでしょうか。

できるだけ早く教育委員会でも結論に向けて審議を行ってほしいというようなことで、今、担当の方からお伺いしましたけれども、予定としては、今月の28日に臨時教育委員会がございいます。それから、来月の第1週にもありますので、できるだけ早い時期に、またその報告並びに審議事項として取り上げていただいて、適正配置等担当の皆さんと、それから協議会

のほうで御苦労いただいた成果について、真摯にお受け取りしていきたいと思えます。

羽原委員、ありがとうございました。

何かほかにございますでしょうか。

◎ 閉 会

○熊谷委員長職務代理者 それでは、特にならぬようございましたら、本日の教育委員会はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時36分閉会